



茨城 県 報

第 1 7 3 0 号

平成17年12月 8 日

木 曜 日

目 次

規 則 (公 安 委 員 会)	ページ
●茨城県警察署協議会規則等の一部を改正する規則.....	1
告 示	
●介護老人保健施設の許可（高齢福祉課）.....	12
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）.....	12
●土地改良事業の認可（土地改良事務所）.....	17
●土地改良事業に対する同意（2件）（土地改良事務所）.....	17
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）.....	18
●争議行為の予告通知の公表（労働政策課）.....	18
●特定漁港漁場整備事業計画の変更について（水産振興課）.....	19
●県営土地改良事業計画（4件）（農村計画課）.....	19
●開発行為の工事完了（9件）（建築指導課）.....	21
正 誤	
●平成17年 9 月15日付け茨城県報第1094号中.....	22
●平成17年10月 3 日付け茨城県報号外第158号中.....	23

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第14号

茨城県警察署協議会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月 8 日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

茨城県警察署協議会規則等の一部を改正する規則

(茨城県警察署協議会規則の一部改正)

第 1 条 茨城県警察署協議会規則（平成13年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「水海道警察署協議会」を「常総警察署協議会」に改める。

第 2 条 茨城県警察署協議会規則の一部を次のように改正する。

別表つくば中央警察署協議会の項中「11」を「9」に改め、同表常総警察署協議会の項中「6」を「8」に改める。

(茨城県警察組織規則の一部改正)

第3条 茨城県警察組織規則(昭和46年茨城県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3まで中 「

」 を 「

」 に改める。

第4条 茨城県警察組織規則の一部を次のように改める。

第28条第2項中「東茨城郡小川町大字百里170番地」を「小美玉市百里170番地」に改める。

別表第4中 「

」 を 「

」 に改める。

(茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部改正)

第5条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則(昭和29年茨城県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表茨城県下妻警察署の項中 「

」 を 「

」 に改める。

第6条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表茨城県土浦警察署の項中 「新治郡の内
新治村」 を削る。

第7条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表茨城県笠間警察署の項中「西茨城郡」を削る。

第8条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表茨城県石岡警察署の項中 「

」 を 「

」 に改め、同表茨城

県つくば中央警察署の項中 「筑波郡の内
伊奈町」 を削り、同表茨城県水海道警察署の項を次のように改める。

茨城県 常総 警察署	常総市 つくばみらい市
------------	----------------

(交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正)

第9条 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

下 妻	石下地区交番	結城郡石下町	結城郡石下町	を
桜 川	岩瀬地区交番	桜川市鉾田	桜川市のうち旧岩瀬町の区域	

桜 川	岩瀬地区交番	桜川市鉾田	桜川市のうち旧岩瀬町の区域	に
常 総	石下地区交番	下妻市本石下	常総市のうち旧石下町の区域	

改め、同表備考第 9 号の次に次の 1 号を加える。

10 旧石下町の区域は、平成17年12月31日における結城郡石下町の区域とする。

別表第 2 (2)下妻の項中

騰波の江駐在所	下妻市大字若柳	下妻市若柳，神明，大宝，北大宝，平川戸，横根，中郷，下宮，筑波島，下田，数須	を
上妻駐在所	下妻市大字半谷	下妻市半谷，黒駒，平方，尻手，江，大木，渋井，柴，赤須，桐ヶ瀬，前河原	
高道祖駐在所	下妻市大字高道祖	下妻市高道祖，小渡，柳原，古沢（東古沢），谷田部，山尻，肘谷，樋橋，比毛，加養（亀崎）	

騰波の江駐在所	下妻市若柳	下妻市若柳，神明，大宝，北大宝，平川戸，横根，中郷，下宮，筑波島，下田，数須	に，
上妻駐在所	下妻市半谷	下妻市半谷，黒駒，平方，尻手，江，大木，渋井，柴，赤須，桐ヶ瀬，前河原	
高道祖駐在所	下妻市高道祖	下妻市高道祖，小渡，柳原，古沢（東古沢），谷田部，山尻，肘谷，樋橋，比毛，加養（亀崎）	
宗道駐在所	下妻市鬼怒	下妻市本宗道，田下，下栗，宗道，渋田，原，羽子，鬼怒	
大形駐在所	下妻市別府	下妻市別府，皆葉，鎌庭，五箇，村岡	
蚕飼駐在所	下妻市大園木	下妻市見田，唐崎，伊古立，長萱，鯨，大園木，亀崎	

川西駐在所	八千代町大字久下田	八千代町大渡戸，大里，小屋，高崎，久下田，坪井，野爪，新井，袋，八町	を
宗道駐在所	千代川村大字鬼怒	千代川村本宗道，田下，下栗，宗道，渋田，原，羽子，鬼怒	
大形駐在所	千代川村大字別府	千代川村別府，皆葉，鎌庭，五箇，村岡	
蚕飼駐在所	千代川村大字大園木	千代川村見田，唐崎，伊古立，長萱，鯨，大園木，亀崎	
豊田駐在所	石下町大字豊田	石下町新石下（六軒），館方，豊田，本豊田，曲田	
飯沼駐在所	石下町大字鴻野山	石下町鴻野山，鴻野山新田，古間木新田，大沢新田，馬場，馬場新田，左平太新田，孫兵衛新田，崎房	
岡田駐在所	石下町大字向石下	石下町杉山，国生，向石下，篠山，蔵持，蔵持新田，中沼，岡田	

川西駐在所	八千代町大字久下田	八千代町大渡戸，大里，小屋，高崎，久下田，坪井，野爪，新井，袋，八町	に
-------	-----------	------------------------------------	---

改め，同表水海道の項を次のように改める。

常総	豊岡駐在所	常総市豊岡町	常総市豊岡町（飯沼，砂原，浜を除く。）
	大生郷駐在所	常総市大生郷町	常総市大生郷町，大生郷新田町，伊佐衛門新田町，横曽根新田町，五郎兵衛新田町，笹塚新田町
	大輪駐在所	常総市大輪町	常総市大輪町，花島町，羽生町，豊岡町のうち飯沼
	三妻駐在所	常総市中妻町	常総市三坂町，中妻町
	上蛇駐在所	常総市上蛇町	常総市福二町，上蛇町，三坂新田町，沖新田町，川崎町，平町，十花町，大崎町，箕輪町，東町
	坂手駐在所	常総市坂手町	常総市坂手町，豊岡町のうち砂原，浜
	内守谷駐在所	常総市内守谷町	常総市内守谷町，菅生町のうち樽井，下香，大並
	菅生駐在所	常総市菅生町	常総市菅生町（樽井，下香，大並を除く。），大塚戸町
	豊田駐在所	常総市鴻野山	常総市新石下（六軒），館方，豊田，本豊田，曲田
	飯沼駐在所	常総市鴻野山	常総市鴻野山，鴻野山新田，古間木新田，大沢新田，馬場，馬場新田，左平太新田，孫兵衛新田，崎房
	岡田駐在所	常総市向石下	常総市杉山，国生，向石下，篠山，蔵持，蔵持新田，中沼，岡田
	谷和原駐在所	谷和原村大字加藤	谷和原村下小目，上小目，成瀬，加藤，宮戸，古川，西丸山，東櫛戸，川崎，鬼長
	上長沼駐在所	谷和原村大字上長沼	谷和原村日川，真木，田，下長沼，上長沼，樗木，箕輪，北袋，西櫛戸
	福岡駐在所	谷和原村大字台	谷和原村押砂，福岡，台，南，仁左衛門新田，伊左衛門新田，坂野新田
	小絹駐在所	谷和原村大字筒戸	谷和原村大字小絹，筒戸，平沼，杉下，細代，寺畑，絹の台，西ノ台，西ノ台南

別表第 2 (3)水海道警察署所在地の項を次のように改める。

常総警察署所在地	常総市水海道森下町，水海道橋本町，小山戸町，水海道諏訪町，水海道淵頭町，新井木町，水海道元町，水海道栄町，水海道本町，水海道高野町，水海道亀岡町，水海道天満町，水海道山田町，水海道川又町，水海道宝町，中山町，相野谷町，兵町，長助町
----------	---

別表第 2 (4)中

下妻	石下地区交番所在地	石下町本石下，新石下（六軒を除く。），大房，東野原，山口，平内，収納谷，若宮戸，原宿，小保川	を
----	-----------	--	---

常総	石下地区交番所在地	常総市本石下，新石下（六軒を除く。），大房，東野原，山口，平内，収納谷，若宮戸，原宿，小保川	に
----	-----------	--	---

改める。

第10条 交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 2 (2)土浦の項中

右	「	<table> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>土浦市大岩田，小岩田東一（１，２，３）番を除く。），二丁目，烏山一，二，三，四，五丁目，右</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>土浦市大字右</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>土浦市大岩田，小岩田東一（１，２，３）番を除く。），二丁目，烏山一，二，三，四，五丁目，右</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>土浦市右</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>土浦市藤沢，大畑，上坂田，下坂田</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>土浦市藤沢</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>土浦市高岡，田土部，田宮，沢辺，藤沢新田</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>土浦市高岡</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>土浦市小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>土浦市本郷</td><td>左</td></tr> </table>	右	右	土浦市大岩田，小岩田東一（１，２，３）番を除く。），二丁目，烏山一，二，三，四，五丁目，右	を	左	左	土浦市大字右	左	右	右	土浦市大岩田，小岩田東一（１，２，３）番を除く。），二丁目，烏山一，二，三，四，五丁目，右	を	左	左	土浦市右	左	右	右	土浦市藤沢，大畑，上坂田，下坂田	を	左	左	土浦市藤沢	左	右	右	土浦市高岡，田土部，田宮，沢辺，藤沢新田	を	左	左	土浦市高岡	左	右	右	土浦市小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷	を	左	左	土浦市本郷	左	」
右	右	土浦市大岩田，小岩田東一（１，２，３）番を除く。），二丁目，烏山一，二，三，四，五丁目，右	を																																								
左	左	土浦市大字右	左																																								
右	右	土浦市大岩田，小岩田東一（１，２，３）番を除く。），二丁目，烏山一，二，三，四，五丁目，右	を																																								
左	左	土浦市右	左																																								
右	右	土浦市藤沢，大畑，上坂田，下坂田	を																																								
左	左	土浦市藤沢	左																																								
右	右	土浦市高岡，田土部，田宮，沢辺，藤沢新田	を																																								
左	左	土浦市高岡	左																																								
右	右	土浦市小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷	を																																								
左	左	土浦市本郷	左																																								
右	「	<table> <tr> <td>下</td><td>下</td><td>かすみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚），上稲吉，中佐谷（飯塚を除く。），下佐谷</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>かすみがうら市下稲吉</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>新治村大字藤沢，大畑，上坂田，下坂田</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>新治村大字藤沢</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>新治村高岡，田土部，田宮，沢辺，藤沢新田</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>新治村高岡</td><td>左</td></tr> <tr> <td>右</td><td>右</td><td>新治村小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>新治村大字本郷</td><td>左</td></tr> </table>	下	下	かすみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚），上稲吉，中佐谷（飯塚を除く。），下佐谷	を	左	左	かすみがうら市下稲吉	左	右	右	新治村大字藤沢，大畑，上坂田，下坂田	を	左	左	新治村大字藤沢	左	右	右	新治村高岡，田土部，田宮，沢辺，藤沢新田	を	左	左	新治村高岡	左	右	右	新治村小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷	を	左	左	新治村大字本郷	左	」								
下	下	かすみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚），上稲吉，中佐谷（飯塚を除く。），下佐谷	を																																								
左	左	かすみがうら市下稲吉	左																																								
右	右	新治村大字藤沢，大畑，上坂田，下坂田	を																																								
左	左	新治村大字藤沢	左																																								
右	右	新治村高岡，田土部，田宮，沢辺，藤沢新田	を																																								
左	左	新治村高岡	左																																								
右	右	新治村小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷	を																																								
左	左	新治村大字本郷	左																																								
右	「	<table> <tr> <td>下</td><td>下</td><td>かすみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚），上稲吉，中佐谷（飯塚を除く。），下佐谷</td><td>を</td></tr> <tr> <td>左</td><td>左</td><td>かすみがうら市下稲吉</td><td>左</td></tr> </table>	下	下	かすみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚），上稲吉，中佐谷（飯塚を除く。），下佐谷	を	左	左	かすみがうら市下稲吉	左	」																																
下	下	かすみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚），上稲吉，中佐谷（飯塚を除く。），下佐谷	を																																								
左	左	かすみがうら市下稲吉	左																																								

改める。

第11条 交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 笠間の項中

友部地区交番	西茨城郡友部町	西茨城郡友部町	を
岩間地区交番	西茨城郡岩間町	西茨城郡岩間町	を
友部地区交番	笠間市友部駅前	笠間市のうち旧友部町の区域	に
岩間地区交番	笠間市下郷	笠間市のうち旧岩間町の区域	に

改め，同表備考第10号の次に次の 1 号を加える。

- 11 旧友部町及び旧岩間町の区域は，平成18年 3 月18日における西茨城郡友部町及び西茨城郡岩間町の区域とする。

別表第 2 (2)笠間の項中

北川根駐在所	友部町大字湯崎	友部町随分附，柏井，住吉（大沢を除く。），湯崎，長兎路，仁古田	を
大原駐在所	友部町大字下市原	友部町上市原，中市原，下市原，小原	を
押辺駐在所	岩間町大字押辺	岩間町押辺，安居，土師	を

北川根駐在所	笠間市湯崎	笠間市随分附，柏井，住吉（大沢を除く。），湯崎，長兎路，仁古田	に
大原駐在所	笠間市下市原	笠間市上市原，中市原，下市原，小原	
押辺駐在所	笠間市押辺	笠間市押辺，安居，土師	

改める。

別表第(4)笠間の項中

友部地区交番所在地	友部町駅前，八雲一，二丁目，中央一，二，三，四丁目，東平一，二，三，四丁目，美原一，二，三，四丁目，平町，南小泉，大古山，橋爪，下加賀田，大田町，南友部，鴻巣，五平，鯉淵，矢野下，住吉（柿橋団地），旭町（旭団地，旭ヶ丘団地を除く。）	を
岩間地区交番所在地	岩間町（押辺，安居，土師を除く。）	

友部地区交番所在地	笠間市友部駅前，八雲一，二丁目，中央一，二，三，四丁目，東平一，二，三，四丁目，美原一，二，三，四丁目，平町，南小泉，大古山，橋爪，下加賀田，大田町，南友部，鴻巣，五平，鯉淵，矢野下，住吉（柿橋団地），旭町（旭団地，旭ヶ丘団地を除く。）	に
岩間地区交番所在地	笠間市泉，泉市野谷入会地，市野谷，上郷，下郷，福島，吉岡	

改める。

第12条 交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 石岡の項中

小川地区交番	東茨城郡小川町	東茨城郡小川町，新治郡玉里村	を
美野里地区交番	東茨城郡美野里町	東茨城郡美野里町	

小川地区交番	小美玉市中延	小美玉市のうち旧小川町及び旧玉里村の区域	に
美野里地区交番	小美玉市張星	小美玉市のうち旧美野里町の区域	

改め，同表つくば中央の項中

茎崎地区交番	つくば市小茎	つくば市のうち旧茎崎町の区域	を
伊奈地区交番	筑波郡伊奈町	筑波郡伊奈町	

茎崎地区交番	つくば市小茎	つくば市のうち旧茎崎町の区域	に
--------	--------	----------------	---

改め，同表常総の項中

石下地区交番	下妻市本石下	常総市のうち旧石下町の区域	を
--------	--------	---------------	---

石下地区交番	下妻市本石下	常総市のうち旧石下町の区域	に
伊奈地区交番	つくばみらい市福原	つくばみらい市のうち旧伊奈町の区域	

改め、同表備考第11号の次に次の 1 号を加える。

- 12 旧小川町、旧美野里町、旧玉里村及び旧伊奈町の区域は、平成18年 3 月26日における東茨城郡小川町、東茨城郡美野里町、新治郡玉里村及び筑波郡伊奈町の区域とする。

別表第 2 (2)石岡の項中

玉里駐在所	玉里村大字上玉里	玉里村	を
白河駐在所	小川町大字上合	小川町下吉影、上合、飯前、上吉影、世楽、佐才	
橋駐在所	小川町大字与沢	小川町幡谷、与沢、山野、外之内、倉数、川戸	

玉里駐在所	小美玉市上玉里	小美玉市上玉里、川中子、栗又四ヶ、下玉里、高崎、高浜、田木谷、東田中	に
白河駐在所	小美玉市上合	小美玉市下吉影、上合、飯前、上吉影、世楽、佐才	
橋駐在所	小美玉市与沢	小美玉市幡谷、与沢、山野、外之内、倉数、川戸	

改め、同表常総の項中

谷和原駐在所	谷和原村大字加藤	谷和原村下小目、上小目、成瀬、加藤、宮戸、古川、西丸山、東檜戸、川崎、鬼長	を
上長沼駐在所	谷和原村大字上長沼	谷和原村日川、真木、田、下長沼、上長沼、樗木、箕輪、北袋、西檜戸	
福岡駐在所	谷和原村大字台	谷和原村押砂、福岡、台、南、仁左衛門新田、伊左衛門新田、坂野新田	
小絹駐在所	谷和原村大字筒戸	谷和原村大字小絹、筒戸、平沼、杉下、細代、寺畑、絹の台、西ノ台、西ノ台南	

谷和原駐在所	つくばみらい市加藤	つくばみらい市下小目、上小目、成瀬、加藤、宮戸、古川、西丸山、東檜戸、川崎、鬼長	に
上長沼駐在所	つくばみらい市上長沼	つくばみらい市日川、真木、田、下長沼、上長沼、樗木、箕輪、北袋、西檜戸	
福岡駐在所	つくばみらい市台	つくばみらい市押砂、福岡、台、南、仁左衛門新田、伊左衛門新田、坂野新田	
小絹駐在所	つくばみらい市筒戸	つくばみらい市小絹、筒戸、平沼、杉下、細代、寺畑、絹の台、西ノ台、西ノ台南	

改める。

別表第 2 (4)石岡の項中

小川地区交番所在地	小川町横町、河岸、小塙、下馬場、中延、富田、本田町、大町、上宿、野内	を
-----------	------------------------------------	---

小川地区交番所在地	小美玉市横町、河岸、小塙、下馬場、中延、富田、本田町、大町、上宿、野内	に、
-----------	-------------------------------------	----

美野里地区交番所在地	美野里町	を
------------	------	---

美野里地区交番所在地	小美玉市江戸，大笹，大谷，小曾納，堅倉，上馬場，小岩戸，西郷地，三箇，柴高，高田，竹原，竹原下郷，竹原中郷，鶴田，手堤，寺崎，中代，中野谷，納場，羽刈，橋場美，羽鳥，花野井，張星，部室，先後	に
------------	---	---

改め，つくば中央の項中

茎崎地区交番所在地	つくば市小茎，下岩崎，庄兵衛新田，上岩崎，房内，若栗，菅間，樋の沢，大井，高崎，天宝喜，牧園，宝陽台，城山，池の台，桜が丘，松の里，西の沢，森の里，若葉，あしび野，高見原一，二，三，四，五丁目，稻荷川，富士見台，自由ヶ丘，梅ヶ丘，駒込，小山，茎崎，大舟戸，細見，泊崎，八崎，九万坪，六斗，明神，稻荷原，中山，西大井，池向	を
伊奈地区交番所在地	伊奈町	

茎崎地区交番所在地	つくば市小茎，下岩崎，庄兵衛新田，上岩崎，房内，若栗，菅間，樋の沢，大井，高崎，天宝喜，牧園，宝陽台，城山，池の台，桜が丘，松の里，西の沢，森の里，若葉，あしび野，高見原一，二，三，四，五丁目，稻荷川，富士見台，自由ヶ丘，梅ヶ丘，駒込，小山，茎崎，大舟戸，細見，泊崎，八崎，九万坪，六斗，明神，稻荷原，中山，西大井，池向	に
-----------	--	---

改め，同表常総の項中

石下地区交番所在地	常総市本石下，新石下（六軒を除く。），大房，東野原，山口，平内，収納谷，若宮戸，原宿，小保川	を
石下地区交番所在地	常総市本石下，新石下（六軒を除く。），大房，東野原，山口，平内，収納谷，若宮戸，原宿，小保川	
伊奈地区交番所在地	つくばみらい市青木，青古新田，足高，新戸，板橋，伊丹，市野深，弥柳，大和田，小島新田，小張，神住新田，上島，上平柳，神生，勘兵新田，山王新田，山谷，下島，下平柳，重右衛門新田，城中，善助新田，高岡，戸崎，戸茂，中島，長渡呂，長渡呂新田，中平柳，野堀，東栗山，奉社，福田，福原，豊体，武兵衛新田，狸穴，南太田，狸淵，谷井田，谷口	に

改める。

(茨城県警察国有物品管理規則の一部改正)

第13条 茨城県国有物品管理規則（昭和39年茨城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1様式その2中

水海道署	を	常総署	に改める。
------	---	-----	-------

(茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則の一部改正)

第14条 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の5の規定に基づく多数の少年が

通常利用する施設を定める規則（平成14年茨城県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号の表中

水海道市青少年の家	水海道市	を
水海道市勤労青少年ホーム	水海道市	

常総市青少年の家	常総市	に改める。
常総市勤労青少年ホーム	常総市	

第15条 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則の一部を次のように改正する。

第 3 号の表中

茨城県立中央青年の家	新治郡新治村	を
------------	--------	---

茨城県立中央青年の家	土浦市	に改める。
------------	-----	-------

第16条 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則の一部を次のように改正する。

第 3 号の表中

岩間町海洋センター	西茨城郡岩間町	を
-----------	---------	---

笠間市岩間海洋センター	笠間市	に改める。
-------------	-----	-------

第17条 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則の一部を次のように改正する。

第 3 号の表中

小川町 B & G 海洋センター	東茨城郡小川町	を
玉里海洋センター	新治郡玉里村	

小美玉市小川 B & G 海洋センター	小美玉市	に改める。
小美玉市玉里海洋センター	小美玉市	

（茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第18条 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則（平成14年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

水海道市青少年の家	水海道市	を
水海道市勤労青少年ホーム	水海道市	

常総市青少年の家	常総市	に改める。
常総市勤労青少年ホーム	常総市	

第19条 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

茨城県立中央青年の家	新治郡新治村	を
------------	--------	---

茨城県立中央青年の家	土浦市	に改める。
------------	-----	-------

第20条 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

岩間町海洋センター	西茨城郡岩間町	を
-----------	---------	---

笠間市岩間海洋センター	笠間市	に改める。
-------------	-----	-------

第21条 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

小川町 B & G 海洋センター	東茨城郡小川町	を
玉里海洋センター	新治郡玉里村	

小美玉市小川 B & G 海洋センター	小美玉市	に改める。
小美玉市玉里海洋センター	小美玉市	

(茨城県少年指導委員運営規則の一部改正)

第22条 茨城県少年指導委員運営規則（昭和60年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中水海道の項を次のように改める。

常 総	常総地区	常総警察署管内
-----	------	---------

(茨城県道路交通法施行細則の一部改正)

第23条 茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 一般国道第354号の項中「水海道市相野谷町字四ツ谷東4216番」を「常総市相野谷町字四ツ谷東4216番」に改め、同表県道つくば野田線の項中「水海道市菅生町字大並1350番 1」を「常総市菅生町字大並1350番 1」に改め、同表県道石岡筑西線の項中「石岡市大字柏原10番」を「石岡市柏原10番」に改め、同表県道土浦境線の項中「結城郡石下町大字新石下字駒放1590番 1」を「常総市新石下字駒放1590番 1」に、「結城郡石下町大字鴻野山字大沢端1642番 1」を「常総市鴻野山字大沢端1642番 1」に改め、同表県道取手豊岡線の項中「水海道市菅生町字上野3053番 8」を「常総市菅生町字上野3053番 8」に、「水海道市坂手町字馬頭5547番 3」を「常総市坂手町字馬頭5547番 3」に改め、同表県道赤浜谷田部線の項中「下妻市大字高道祖字西原1384番21」を「下妻市高道祖字西原1384番

21」に改め、同表県道坂東菅生線の項中「水海道市菅生町字上野3053番 8」を「常総市菅生町字上野3053番 8」に、「水海道市菅生町字大並1350番 1」を「常総市菅生町字大並1350番 1」に改め、同表県道谷和原下館線の項中「下妻市大字下妻字柳の下戊106番 1」を「下妻市下妻字柳の下戊106番 1」に、「下妻市大字下妻字坂本乙1038番36」を「下妻市下妻字坂本乙1038番36」に改め、同表石岡市道2182号線の項中「石岡市大字柏原 8 番 2」を「石岡市柏原 8 番 2」に、「石岡市大字柏原 9 番 1」を「石岡市柏原 9 番 1」に改め、同表下妻市道103番線の項中「下妻市大字下妻字坂本乙1038番36」を「下妻市下妻字坂本乙1038番36」に、「下妻市大字下妻字塚の越丙386番 1」を「下妻市下妻字塚の越丙386番 1」に改め、同表下妻市道4138号線の項中「下妻市大字高道祖字東原4210番15」を「下妻市高道祖字東原4210番15」に、「下妻市大字高道祖字東原4213番 3」を「下妻市高道祖字東原4213番 3」に改め、同表下妻市道2442号線の項中「下妻市大字下妻字藤花丙521番 3」を「下妻市下妻字藤花丙521番 3」に、「下妻市大字下妻字柿ノ木丙399番 2」を「下妻市下妻字柿ノ木丙399番 2」に改め、同表中

水海道市道3854号線	水海道市菅生町字下ノ原465番 2 地先から水海道市内守谷町字原山4252番地先まで	を
水海道市道3540号線	水海道市坂手町字馬頭5547番 3 地先から水海道市坂手町字鋸先6792番 1 地先まで	

常総市道3854号線	常総市菅生町字下ノ原465番 2 地先から常総市内守谷町字原山4252番地先まで	に
常総市道3540号線	常総市坂手町字馬頭5547番 3 地先から常総市坂手町字鋸先6792番 1 地先まで	

改める。

第24条 茨城県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第 2 県道小野土浦線の項中「新治郡新治村大字大畑1605番 8」を「土浦市大畑1605番 8」に改める。

第25条 茨城県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第 2 高速自動車国道北関東自動車道の項中「西茨城郡友部町大字平町字高土原」を「笠間市平町字高土原」に改め、同表県道茨城岩間線の項中「西茨城郡岩間町大字押辺字下原2599番118」を「笠間市押辺字下原2599番118」に改める。

第26条 茨城県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第 2 一般国道第354号の項中「筑波郡谷和原村福岡台942番 4」を「つくばみらい市福岡台942番 4」に改め、同表一般国道355号の項中「新治郡玉里村大字田木谷245番 1」を「小美玉市田木谷245番 1」に改め、同表県道つくば野田線の項中「筑波郡谷和原村大字小絹708番 1」を「つくばみらい市小絹708番 1」に改め、同表県道小川鉾田線の項中「新治郡玉里村大字田木谷245番 1」を「小美玉市田木谷245番 1」に、「東茨城郡小川町大字中延字後田142番」を「小美玉市中延字後田142番」に改め、同表県道玉里水戸線の項中「東茨城郡小川町大字中延字後田142番」を「小美玉市中延字後田142番」に、「東茨城郡小川町大字中延字三本松631番 1」を「小美玉市中延字三本松631番 1」に改め、同表県道紅葉石岡線の項中「東茨城郡小川町大字中延字三本松631番 1」を「小美玉市中延字三本松631番 1」に改め、同表中

谷和原村道 8 - 0673号線	筑波郡谷和原村大字坂野新田13番191地先から筑波郡谷和原村大字坂野新田13番138地先まで	を
谷和原村道 7 - 17号線	筑波郡谷和原村大字台字谷田部934番 7 地先から筑波郡谷和原村大字坂野新田13番191地先まで	

つくばみらい市道 8 - 0673号線	つくばみらい市坂野新田13番191地先からつくばみらい市坂野新田13番138地先まで	に
つくばみらい市道 7 - 17号線	つくばみらい市台字谷田部934番 7 地先からつくばみらい市坂野新田13番191地先まで	

改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条, 第 3 条, 第 5 条, 第 9 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 18 条, 第 22 条及び第 23 条の規定 平成18年 1 月 1 日
- (2) 第 6 条, 第 10 条, 第 15 条, 第 19 条及び第 24 条の規定 平成18年 2 月 20 日
- (3) 第 7 条, 第 11 条, 第 16 条, 第 20 条及び第 25 条の規定 平成18年 3 月 19 日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年 3 月 27 日

告 示

茨城県告示第1393号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第94条第 1 項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第 2 項の規定により告示する。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の名称及び住所	許可年月日	サービスの種類
0850280059	介護老人保健施設 ひたちの森ハビネス 日立市十王町伊師 725 - 1	医療法人 永慈会 日立市小木津町966	永 井 直 規 日立市小木津町966	平成17年 11月25日	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション

茨城県告示第1394号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 ドラッグストアクラモチ谷和原小絹店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアクラモチ谷和原小絹店

筑波郡谷和原村大字小絹字西蔵下925 - 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成17年 5 月23日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社倉持薬局	坂東市沓掛1633番地	倉 持 行 夫

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年12月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,741m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 94台

(イ) 駐輪場の収容台数 52台

(ウ) 荷さばき施設の面積 88m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 27 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 4 時 ~ 午前 7 時

午後11時 ~ 翌午前 3 時

キ 届出年月日

平成17年 4 月28日

2 意見の概要

意見なし

第 2 (仮称) 鮎川ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 鮎川ショッピングセンター

日立市鮎川町一丁目156番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (法第 5 条第 1 項)

平成17年 5 月16日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社三喜	千葉県柏市中央町 2 番 8 号	八木下 眞 司
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原一丁目 1 番127号	伊 藤 尚 武

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 1 月 7 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,985m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 302台
- (イ) 駐輪場の収容台数 138台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 222m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 57 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前10時
 - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 9 時30分～午後 9 時
- (ウ) 駐車場の出入口の数
 - 2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - № 1 午前 9 時～午後 7 時
 - № 2 午前 6 時～午後 7 時
 - № 3 午前 3 時～午後 7 時

キ 届出年月日

平成17年 5 月 6 日

2 意見の概要

意見なし

第 3 とりせん研究学園店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん研究学園店

つくば市研究学園都市計画葛城一体型特定土地区画整理事業地 街区番号 D 1 画地番号 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成17年 6 月 9 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社とりせん	群馬県館林市下早川田町700番地	前 原 章 宏

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 1 月27日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,362m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 177台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 273m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 66 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 8 時

キ 届出年月日

平成17年 5 月26日

2 意見の概要

意見なし

第 4 (仮称) アクロスプラザ守谷

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ守谷

守谷市松ヶ丘 6 丁目 6 番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成17年 6 月16日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737番地	岡 崎 正 光
株式会社ノジマ	神奈川県相模原市横山 1 - 1 - 1	野 島 廣 司

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 1 月28日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,898m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 943台
- (イ) 駐輪場の収容台数 333台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 404m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 130 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時 (一部午前10時)
 - (閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後 9 時)
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - 3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成17年 5 月27日

2 意見の概要

意見なし

第 5 (仮称) カワチ薬品真鍋店・スーパーカドヤ土浦真鍋店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カワチ薬品真鍋店・スーパーカドヤ土浦真鍋店

土浦市真鍋新町1095 - 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成17年 6 月20日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市1293番地	河 内 伸 二
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737	岡 崎 正 光

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 2 月 4 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,030m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 316台
- (イ) 駐輪場の収容台数 134台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 161m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 62 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分～午前 0 時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 7 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成17年 6 月 3 日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第1395号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成17年 8 月 5 日付けで施行認可申請のあった農業基盤整備事業（かんがい排水事業）荒川本郷地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成17年11月21日認可した。

なお、同法第48条第 1 項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取り消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月 8 日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第1396号

平成17年 9 月 6 日付けで美浦村から協議のあった農業基盤整備事業（かんがい排水事業）大谷地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成17年11月

21日同意した。

平成17年12月 8 日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第1397号

平成17年 8 月16日付けで美浦村から協議のあった農業基盤整備事業（農道整備事業）郷中地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成17年11月21日同意した。

平成17年12月 8 日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成18年 1 月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉の会 ねこのて

3 代表者の氏名

濱 崎 良 史

4 主たる事務所の所在地

茨城県守谷市御所ヶ丘 5 丁目 7 番地 8

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県下の高齢者、障害者及び社会的支援を要する住民に対して、介護活動を含む日常生活上の支援、子育て支援、移送サービス、社会参加への支援、及びこれらの社会活動を担う人材の育成等の活動を行い、少子・高齢社会に適合した安心・安全・快適な地域社会づくりに貢献する事を目的とする。

●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城血液センター支部 執行委員長 宮負 富雄 から、平成17年11月21日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

年末一時金及び労働条件改善等に関する要求

2 日 時

平成17年12月 9 日（金）以降，要求貫徹までの間

3 争議行為の場所

茨城県赤十字血液センター 水戸市千波町508 - 6

4 争議行為の概要

すべての組合員，または一部の組合員によるストライキ，若しくは怠業，その他あらゆる形式の争議行為

●特定漁港漁場整備事業計画の変更について

平成14年 7 月に策定した特定漁港漁場整備事業計画の変更案を策定したので，漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同法第17条第 4 項の規定に基づき，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類及び縦覧場所

縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
特定漁港漁場整備事業計画の変更案（大津地区）	北茨城市役所水産振興室
特定漁港漁場整備事業計画の変更案（波崎地区）	神栖市波崎総合支所水産課
特定漁港漁場整備事業計画の変更案（大津地区） 特定漁港漁場整備事業計画の変更案（波崎地区）	茨城県農林水産部水産振興課

2 縦覧期間

公告の日の翌日から20日間

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき，県営御前山地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・ほ場整備）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は，同条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営御前山地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月 9 日から平成18年 1 月13日まで

3 縦覧の場所

常陸太田土地改良事務所

● 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき，県営御前山地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農業用排水施設整備）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は，同条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営御前山地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農業用排水施設整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月 9 日から平成18年 1 月13日まで

3 縦覧の場所

常陸太田土地改良事務所

● 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき，県営御前山地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農業用道路）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は，同条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営御前山地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農業用道路）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月 9 日から平成18年 1 月13日まで

3 縦覧の場所

常陸太田土地改良事務所

● 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき，県営下伊勢畑地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は，同条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定が

あったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営下伊勢畑地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月 9 日から平成18年 1 月13日まで

3 縦覧の場所

常陸太田土地改良事務所

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年12月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市戸崎字文洞1656番 8

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷5439番地

土 田 和 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡城里町大字那珂西字東大堀1406番 2，同番14，1413番，1414番，1415番，1416番，1419番 1，1420番，1421番 1，同番 2，1423番，1424番，1425番，1426番 1，同番 2，同番 3，1427番 1，同番 2，同番 3，同番 4，同番 5，同番 7

2 事業主の住所及び氏名

東京都昭島市中神町1160番地 1

株式会社エコス

代表取締役 岩 谷 堯

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東海村大字白方字篠の上468番 7

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松146番地16（真砂寮）

松 田 幸 喜，松 田 節 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字石橋向814番 2，同番28の一部，同番32，同番33，同番34，同番35，同番36，同番37

2 事業主の住所及び氏名

日立市留町360番地

大 貫 正 之

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡新治村大字沢辺字権現744番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 746番 1 の一部, 字中原地1476番 4, 1486番 3

2 事業主の住所及び氏名

新治郡新治村大字沢辺744番地の 8

有限会社 中島商店

代表取締役 中 島 章

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大和田字北原990番 8, 同番 9

2 事業主の住所及び氏名

千葉県松戸市殿平賀52番地

宗 像 昌 芳, 宗 像 政 江

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市中妻町字東長張3553番 5

2 事業主の住所及び氏名

水海道市中妻329番地の 9 サンガーデン中妻 B 101

笠 倉 眞 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市鵜戸字檜木並203番 3, 同番 4, 同番 5, 202番 1, 同番 8, 同番 9

2 事業主の住所及び氏名

坂東市鵜戸875番地

風 見 宗 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市大國玉字西堀3444番 3

2 事業主の住所及び氏名

筑西市小栗6266番地 市営今泉町住宅 3 号

高 松 一 二, 高 松 美智子

正

誤

平成17年 9 月15日付け茨城県報第1094号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
33	上から 7 行目 8 行目	高萩市大字中戸川板平71番，字座頭38番 イ，日立市十王町黒坂字黒坂山372 - 1 (国有地。「次の図」に示す部分に限る。)	高萩市大字中戸川 <u>字</u> 板平71・字座頭38イ・ 日立市十王町黒坂字黒坂山372 <u>の</u> 1 (以上 3 筆国有林。 <u>次の図</u> に示す部分に限る。)

~~~~~

平成17年10月 3 日付け茨城県報号外第158号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤    | 正    |
|-----|-------|------|------|
| 36  | 上から29 | p.20 | p.30 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)